

ประกาศ กกท. ที่ ๒ /๒๕๖๐

เรื่อง การปรับปรุงสิทธิและประโยชน์เพิ่มเติมตามคุณค่าของโครงการ (Merit-based Incentives)

(非公式訳)

投資委員会布告

第 2/2560 号

件名：メリットベース恩典に係る追加の権利と恩典の変更 (Merit-based Incentives)

技術発展を強化する目的で行われる投資や支出を喚起するため、仏暦 2520 年 (1977 年) 投資奨励法第 16 条第 2 項、第 18 条、第 31 条、および第 31/1 条の権限に基づき、投資委員会よりメリットベースに係る追加の権利と恩典の変更を定める。仏暦 2557 年 (2014 年) 12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号に基づき、追加の法人所得税減免については、以下の通りに計算される。

- (1) 技術・イノベーションの研究開発: 自社研究開発/タイ国内における外注先による研究開発、または国際機関との共同研究開発、投資額または費用について現行の 200% から 300% へ計算割合を変更する。
- (2) タイ国内で開発された技術の使用ライセンス料または費用について現行の 100% から 200% へ計算割合を変更する。
- (3) 高度技術訓練にかかる投資額または費用について現行の 100% から 200% へ計算割合を変更する。
- (4) タイ国籍者が 51% 以上株式を保有する、国内の原材料・部品メーカー (Local Supplier) に対する高度な技術訓練および技術支援 投資額または費用について現行の 100% から 200% へ計算割合を変更する。
- (5) 委員会が認可する製品及びパッケージのデザイン: 自社またはタイ国内での外注投資額または費用について現行の 100% から 200% へ計算割合を変更する。

仏暦 2560 年 (2017 年) 2 月 8 日より有効とする。

発布日: 仏暦 2560 年 (2017 年) 月 日

陸軍大将

(プラユット・チャンオーチャー)

投資委員会委員長